

## 活動委員会とは

委員：消費者協会・NACS・生協の会員などから公募し、現在12人で構成  
 開催日：2か月に1回 土曜日午後 会場：新潟市市民活動支援センター

目的：広告や規約などを、分かりやすいか、誤解させないか消費者目線で検討し、事業者に問合せや任意の改善を要望することを目的とする

※ 問合せ内容は理事会で承認を得る。問題と思われる場合は検討委員会に情報提供する

### 2019年度の活動

第5回	5/25	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸衣裳事業者に対するレンタル規約のキャンセル料、レンタル規約の遅延滞料などについて、再度の問合せ内容を検討</li> <li>2 入院申込書に必須項目になっている保証人・連帯保証人について、単身世界などで用意できない場合の不安の声が出され、関連情報と県内の状況確認について協議した。</li> <li>3 衣類の洗剤のCMの在り方を検討</li> <li>4 次回貸衣裳事業者への再問合せを確定させることで会を終了した</li> </ol>
第6回	7/27	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸衣裳事業者からの回答をもとに、さらなる要望について協議した。</li> <li>2 入院時の保証人等に関して新潟県内の入院施設を有する病院について実態調査をもとに今後の活動について、問題点や意見のまとめ作業を開始した。</li> <li>3 衣類の洗剤CMについて誇大広告にならないのか。今後の検討のためにテレビ広告や、キャッチコピーなどの情報収集を行い次回持ち寄ることとした。</li> </ol>
第7回	9/28	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸衣裳事業者からの問合せ回答事項の回答に関して、検討を行った。</li> <li>2 入院の保証人に関する新潟県内の入院施設を有する病院の実態調査について、新潟県立大学ですで行われていたアンケート調査を参考に今後の活動方針を協議した。</li> <li>3 司法書士法人の新聞折り込みチラシについて、チラシに記載されているクレジットカードを持っている消費者すべてにお金が返金されるような誤解を与える文言について質問をすることに決定した。</li> <li>4 衣類の洗剤CMについては提案者欠席のため持ち越しとした。</li> </ol>

第8回	11/30	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院の保証人に関する新潟県内の入院施設を有する病院について、総務省H31.3.26資料をもとに4病院に対して保証人等は絶対に必須なのか問合せと条件緩和の要望を決定し、担当者を決めて次回までに問合せ文の案を作成することとした。</li> <li>2 司法書士法人の新聞折り込みチラシについて、消費者に誤解を与える文言についての問合せ内容を検討した。</li> </ol>
第9回	2020/1/25	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院の保証人に関する新潟県内の入院施設を有する4病院に対して、問合せと要望の内容について引き続き協議した。</li> <li>2 司法書士法人の新聞折り込みチラシについて、回答された内容をもとに再度質問を行うこととした。</li> </ol>
第10回	2020/3/2	新型コロナウイルス感染防止のために開催を中止とした